

### (仮称)保育の必要性に関する条例に係る基準(案)

○新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。

#### 《保育の必要性の認定区分》

認定区分	区分(保育必要量)	主に利用する施設・事業
1号認定 (教育標準時間認定)	—	幼稚園・認定こども園
2号認定 (保育認定・満3歳以上)	保育標準時間	保育所・認定こども園
	保育短時間	
3号認定 (保育認定・満3歳未満)	保育標準時間	保育所・認定こども園・地域型保育事業
	保育短時間	

○市町村が条例で定める基準については、国の基準(従うべき基準/参酌すべき基準)を踏まえて制定する必要があります。

○以下は、国の検討状況等を参考に作成した国の基準(案)とそれに対する市の方針(案)です。

No.	事項	国の基準(案)	従う参酌	市の方針(案)
1	保育の必要性の事由	①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応 ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む	—	国の基準に従う
		②妊娠、出産	—	
		③保護者の疾病、障害	—	
		④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院している親族の常時の介護、看護	—	
		⑤災害復旧	—	
		⑥求職活動(起業準備を含む)	—	
		⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	—	
		⑧虐待やDVのおそれがあること	—	
		⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	—	
		⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	—	
2	区分、保育必要量	①保育標準時間(1日11時間までの利用) 就労時間の下限:1週当たり30時間程度	—	国の基準に従う ※保育短時間の就労下限は64時間
		②保育短時間(1日8時間までの利用) 就労時間の下限:1月当たり48~64時間の範囲で市町村が定める	—	

No.	事項	国の基準(案)	従う 参酌	市の方 針(案)
3	優先利用 ※調整指数上の優先度 を高めることにより、優先 利用を可能とする仕組み	①ひとり親家庭	—	国の基 準に従う
		②生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)	—	
		③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	—	
		④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	—	
		⑤子どもが障がいをもつ場合	—	
		⑥育児休業明け	—	
		⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合	—	
		⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	—	
		⑨その他市町村が定める事由	—	

※当該基準案については、今後の国の方針や流山市子ども・子育て会議の審議により変更になる可能性があります。